

高機能消防通信指令システム・デジタル無線更新整備事業
公募型プロポーザル実施要領

井原地区消防組合
管理者 井原市長 大舌 勲

1 事業概要

井原地区消防組合（以下「当組合」という。）では、24時間365日安定して稼働する高機能消防通信指令システム・デジタル無線（以下「本システム」という。）の全面更新整備を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により業務委託事業者を選定する。

本プロポーザルでは、事業者の企画力、技術力、実績、提案内容等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉事業者として選定する。

2 業務の目的と抱える課題

現在使用している高機能消防通信指令システム（以下、「指令システム」という。）は、平成17年度に運用を開始している。また、デジタル無線は、平成26年度に運用を開始しており、いずれも老朽化が進んでる。

システムの老朽化に対応することは基より、指令システムでは、新たにAVM、消防OA、救急DX、映像・情報共有システム、映像通報システムを導入し最新技術を駆使して費用対効果に優れた総合的なシステムを目指し、デジタル無線では無線機器全般のバージョンアップ及び、複数基地局同一周波数運用時、電波干渉エリアにおける移動局無線で発生する受信音声の品質低下問題の改善を目指します。

また、当組合が本プロポーザルにおいて、本システムの更新の提案を求めるに当たり、現在、当組合が抱える課題と概要について以下に示す。

表1 当組合が抱える課題と概要

項	課題	概要
1	災害対策室等の機能強化	<p>現在の災害対策室及び研修室は、災害発生時における情報収集や状況把握を行う上で、必要とされる機能や効果的なレイアウトが十分に確保されていない状況である。特に映像情報の迅速な収集・分析能力に乏しく、また機器の配線や室内の動線なども含めた全体的なレイアウト構成の見直しが必要である。</p> <p>さらに、大規模災害等の発生時には、通報の集中によって多数の災害事案が同時に発生することが想定され、それらを迅速かつ的確に処理するためのトリアージ機能の強化が求められ、事案ごとの優先度の判定・付与を的確に行いそれに基づいた隊編成や出動指令が、災害対策室からでも</p>

		<p>柔軟に実施できるような体制の整備も必要である。</p> <p>以上の点から、災害対策室等の機能強化に向けて、情報収集機能の向上、全体レイアウト及び配線構成の最適化、さらには多発する事案への迅速な対応を可能とする運用体制の整備について、具体的な改善及び設備更新の提案を求めるものである。</p>
2	デジタル化・DX化の強化	<p>現在の消防業務においては、依然としてアナログ的な業務処理や情報伝達手段が数多く残存しており、業務の迅速化・効率化を図る上での課題となっている。</p> <p>特に、災害対応や日常業務における映像・情報共有、記録管理、出動指令の各プロセスにおいては、人的負担の増加や情報伝達の遅延等のリスクが懸念される状況にある。</p> <p>これらの課題に対し、最新のICT技術を活用した業務のデジタル化及びDX化を推進することにより、業務全体の効率化と高度化を図るとともに、災害対応能力の一層の強化が必要である。</p> <p>については、従来の業務フローを見直し、情報の一元管理やリアルタイムでの情報共有、迅速な意思決定を可能とする総合的かつ実用性の高いシステムの構築について費用対効果の観点から踏まえた具体的な提案を求めるものである。</p>
3	デジタル無線の機能強化	<p>デジタル無線の更新に際しては、今後の運用における効率性・信頼性の向上を目的とした機能強化が不可欠であり起債対象となり得る機能追加やシステム拡充について、具体的かつ実現可能な提案を求めるものである。</p> <p>併せて、現場活動において使用する移動局無線機等の端末機器についても、活動の安全性及び操作性の観点から、最新の技術を備えた機器を採用することが重要である。特に、故障の発生が少なく、軽量・コンパクトで持ち運びやすく、かつ防水・防塵性能を有する堅牢性に優れた機種を選定を前提とした提案を求めるものである。</p>
4	デジタル無線の不感地帯への対策	<p>複数基地局同一周波数運用時、電波干渉エリアにおける移動局無線で発生する受信音声の品質低下問題の改善提案を求めるものである。</p>
5	財政負担及びランニングコストの低減	<p>事業全体の効率的な運営と持続可能な財政運営を確保する観点から、全体的な費用の縮減を図る必要がある。特に初期導入費、中間更新費、保守費を含むランニングコストは、事業継続に伴い長期的かつ継続的な負担が生じるためその低減が喫緊の課題となっている。なかでも、保守費及びその他のランニングコストは、当組合の財政に対する影響が大きく、将来的な運営にも少なからず支障を及ぼすおそれがあることから、十分な検討が必要である。</p> <p>当組合の規模及び事業内容に即した適切な体制と合理的な内容に基づき、費用対効果の高い、妥当な金額での提案を求めるものである。</p>

3 業務概要

(1) 件名

高機能消防通信指令システム・デジタル無線更新整備事業

(2) 業務内容

「要求水準書」等に示す各要件を満たす本システムの更新を行うとともに、表 1 に示す当組合が抱える課題の解決を図る。

(3) 契約期間 ※契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで (令和 8・9 年度)

高機能消防通信指令システム

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

デジタル無線

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 業務場所

1. 高機能消防通信指令システム

(ア)井原地区消防組合消防本部	住所：井原市七日市町 3216 番地
(イ)井原消防署	住所：井原市七日市町 3216 番地
(ウ)矢掛出張所	住所：小田郡矢掛町東川面 674 番地 1
(エ)美星分駐所	住所：井原市美星町三山 1055 番地
(オ)芳井分駐所	住所：井原市芳井町吉井 253 番地 1

2. デジタル無線

(ア)高月中継局	住所：井原市木之子町字東高月 1590 番地 4
(イ)寺岡山中継局	住所：井原市芳井町池谷 1637 番地 1
(ウ)遥照山中継局	住所：小田郡矢掛町南山田字曜星山 3013 番地 3
(エ)鶏足山中継局	住所：高梁市松山字山ノ上玉坂鶏足山 6634 番地 31

4 提案上限額

1,005,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は契約価格ではない。

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

内訳

令和 8 年度 高機能消防通信指令システム	504,000,000 円
令和 9 年度 デジタル無線	501,000,000 円

5 実施形式 公募型プロポーザル方式

6 担当部署

(1) 契約担当課

井原市総務部財政課契約管理係

住所：〒715-8601 岡山県井原市井原町 3 1 1 番地 1 井原市役所 3 階

電話：0 8 6 6 - 6 2 - 9 5 0 7

FAX：0 8 6 6 - 6 2 - 1 7 4 4 (総務課着)

e-mail：zaisei@city.ibara.lg.jp

(2) 事務局担当課

井原地区消防組合消防本部 警防課

住所：〒715-0014 岡山県井原市七日市町 3216

電話：0866-62-9401

FAX：0866-62-1261

e-mail：keibou@city.ibara.lg.jp

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 井原市（以下「本市」という。）において、令和7～9年度における物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日にあっても、本市において、競争入札参加資格者の指名停止の措置を定める規定等に基づいた指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 個人情報に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項を満たす企業として日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークの付与、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けた者であること。
- (8) 過去10年間に於いて、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱で定める高機能消防指令センターⅡ型以上の構築業務を元請として履行完了した実績及び消防救急デジタル無線システムの構築業務を元請として履行完了した実績があること。

なお、構築と保守を一括した業務となっているものについては、構築が履行完了していれば実績を有しているものと判断する。

8 スケジュール

表2 実施スケジュール

NO	項目	実施日	備考
1	公告（公募開始）	令和8年4月2日（木）	ホームページ公開
2	質問の受付期間	令和8年4月2日（木） ～令和8年4月10日（金）	電子メールで提出 （午後5時必着）

3	質問の回答期限	令和8年4月15日(水) までにホームページに掲載	
4	参加表明書受付の期間	令和8年4月2日(木) ～令和8年4月22日(水)	持参又は郵送 (午後5時必着)
5	参加資格決定通知書の送付	令和8年4月23日(木) ～令和8年4月28日(火)	郵送通知 (午後5時必着)
6	企画提案書提出期限	令和8年5月12日(火)	持参又は郵送 (正午必着)
7	プレゼンテーション審査	令和8年5月22日(金)	
8	審査結果通知	令和8年5月29日(金)	郵送通知 (午後5時必着) ホームページ公開
9	業務委託契約締結	令和8年6月中	

※日程については、変更となる場合があります。

9 参加表明・手続き

(1) 要求水準書等の配布期間及び場所

- ア 配布期間 令和8年4月2日(木)から令和8年4月22日(水)まで
午前9時から午後5時まで
- イ 配布場所 井原地区消防組合消防本部 警防課
なお、井原地区消防組合のホームページからダウンロードすることができる。

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間 令和8年4月2日(木)から令和8年4月22日(水)まで
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)
- イ 提出場所 井原市役所総務部財政課契約管理係
- ウ 提出方法 持参又は郵送
(書留郵便又はこれに準じる方法によるものに限る。)
- エ 提出書類
 - ・公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式第1号) 1部
 - ・事業者概要書(様式第2号) 1部
 - ・導入実績調書(様式第3号) 1部
 ※実績を証する契約書の写し(必須)

(3) 要求水準書等の内容についての質疑の受付及び回答

- ア 質疑の受付
この要求水準書等の内容に関する質疑は、質問書(様式第4号)で令和8年4月10日(金)午後5時までに、井原市総務部財政課契約管理係へ電子メールにより行うこと。
なお、送信後、電話により到着確認を行うこと。
- イ 質疑の回答
質疑に対する回答は、集約したものを令和8年4月15日(水)午後5時ま

でホームページに掲載します。

10 参加資格要件の審査及び通知

参加申込後、参加資格を審査しその結果を通知する。

- (1) 通知期限 令和8年4月28日(火) 午後5時まで
- (2) 通知方法 参加資格審査結果通知書(様式第5号)により、郵送にて通知

11 参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、本プロポーザルを行うものとする。

参加する者が1者となった場合、評価点数が満点の6割以上の得点がなければ契約候補者として認めないものとする。

12 企画提案書

(1) 企画提案書の提出方法

ア 提出期間

令和8年4月29日(水)から令和8年5月12日(火)まで
(閉庁日を除く。)

午前9時から午後5時まで(5月12日(火)は正午まで)(必着)

イ 提出場所 井原市役所総務部財政課契約管理係

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又はこれに準じる方法によるものに限る。)

エ 提出書類 1.プロポーザル審査書類提出書(様式第6号)

2.企画提案書(任意様式)

※本項(3)企画提案書等の作成を参考に作成すること。

3.事業実施体制調書及び技術者調書(様式第7号)

4.業務工程表(任意様式)

※主要なマイルストーンを記載すること。

5.構築費用見積書(様式第8号)

※初期導入費に係る見積書を提出すること。

6.参考保守運用費用見積書(様式第9号)

※保守運用費10年間に係る見積書を提出すること。

構築後10年間に必要な保守運用費(保守費、中間更新費、有償交換部品対応費)をそれぞれ年度別に計上すること。当該項目に対する費用が発生しない場合は、空欄とせず、0(ゼロ)を記入すること。

オ 提出媒体 企画提案書の提出は、紙及び光学メディアとする。

(ア) 紙媒体での提出について

12(1)エ1~6を企画提案書等として一綴りにまとめ提出すること。提出は、A4版に製本すること。また、企画提案書等に

は別表の評価基準の審査項目ごとにインデックスを付すること。

作成部数は、表紙に商号又は名称の記載、代表者職名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印した正本を1部、表紙を含め全てにおいて参加者名、製品名等の事業者を特定させる文言等を表記していない副本を10部提出するものとする。

なお、副本については、12(1)エ1、5、6を含めないものとする。

(イ) 光学メディアでの提出について

CD-ROM又はDVD-ROMの光学メディアに、12(1)エ1～6をデータ格納して1部提出すること。

光学メディアに書き込むファイルの形式は、Microsoft 365で読み込み可能なWord、Excel又はPDFとすること。また、最新の定義体を適用したウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行い提出すること。

(2) 企画提案内容の構成

企画提案内容（任意様式）の構成については、下記のとおりとし、簡潔に作成すること。

ア 用紙はA4版縦の片面印刷とする。やむを得ずA3版を使用する場合は、横の片面印刷とし、A4版サイズに折りたたむこと。

イ 文字サイズは基準を11ポイントとする。ただし、強調したい部分などは、文字サイズを変更しても差し支えない。文字色、太字表示、図や画像の設定は自由とする。

ウ ページ番号を付すること。

エ 長辺綴じ簡易ファイル（製本不要）にて提出するものとし、正本の簡易ファイルの表紙及び背表紙に提案者を識別できるよう社名を表示すること。ただし、評価の公平を保つため、副本には提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を含めないこと。

オ 専門的知識を有しない者でも、理解できるよう分かりやすい表現とすること。専門用語を使用する必要がある場合は、必ず注釈を付けること。

カ 企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。ただし病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、井原市の了承を得なければならない。

(3) 企画提案内容の作成

ア 提案書等は、以下に定めるところにより作成すること。

表1「当組合が抱える課題と概要」を踏まえ、別表の評価基準の審査項目について、考え方、経験、実施方法、提案のポイント、理由、背景などを明確に示すこと。

イ 要求水準書は、当組合が求める機能の概要を定めたものであり、特定メーカー

の機能等を指定するものではないという趣旨を十分に理解した上で、要求水準書に記載してある機能等の実現内容（代替提案を含む。）及び要求水準書に記載のない機能の提案（追加等）について記載すること。

ウ 企画提案書の内容は、参加者が実現できる範囲で記載すること。

エ 提案内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は全て契約者の負担となるため要求水準書の内容を十分に理解した上で提案すること。

オ 提案上限額の範囲内での提案とすること。

(4) その他

参加表明書の提出後、辞退する場合には、必ずプロポーザル参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

13 プレゼンテーション（二次審査）の実施

参加者から提出された企画提案書に基づき、次のとおり審査会を開催する。

(1) 開催日時 令和8年5月22日（金）

(2) 開催場所 井原地区消防組合消防本部2階（災害対策室）

(3) 実施方法

提案者1者につき60分（最初の40分で提案者による説明、その後審査委員会の委員による質疑応答、最大20分）を予定。プレゼンテーションでは、プロジェクター及びスクリーンは当組合にて準備するため、パソコン等の機材は参加者が持参すること。

企画提案書等の記載内容以外については説明してはならない。提案開始予定時刻の10分前（厳守）には待機しておくこと。

※時間、待機場所等については、別途参加者に個別に通知する。

(4) プレゼンテーション資料

企画提案書の内容説明に当たり、プレゼンテーションソフトを用いた説明は可とする。

ただし、提案内容以外の事項は評価の対象外となるため説明に盛り込まないこと。また、プレゼンテーションソフトを用いる場合、資料を10部印刷し受付時に提出すること。

(5) プレゼンテーション出席者

事業実施体制調書及び技術者調書（様式第7号）に記載してある者は出席し、最大3名までとしたうえで、主担当技術者を必ず含むこと。

なお、プレゼン要員は別で2名までとし、最大合計5名まで出席を認める。

(6) 留意事項

ア 原則として対面による実施とする。

イ プレゼンテーション時は、社名を伏せたまま行うこと。

ウ 参加者は、発熱等の体調不良のある者は参加しないこと。

なお、感染症等の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又

は書類審査に変更する場合がある。

エ プレゼンテーションを正当な理由なく、欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。

ただし、悪天候、出席予定者の事故等、本プロポーザルにおける事務局がやむを得ないと認める理由により欠席した場合でプロポーザル手続きに支障のない範囲内でプレゼンテーションを実施できるときは、事務局が指示した日時においてプレゼンテーションを行うものとする。

14 選定方法

参加資格を有する応募者が提出した企画提案書等を中立かつ公正に審査し、本業務に係る受託者を選定するための、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査する。

なお、審査委員会は、応募者の提案した技術面での蓄積したノウハウ等を保護するため、非公開とする。

- (1) 審査委員会が各提案について審査を行う。
- (2) 評価点は、審査基準に基づき企画提案書及びプレゼンテーションにて決定する。
なお、評価基準は別紙のとおり。
- (3) 評価点を合計した点が最も高い提案者を受託候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。

ただし、最高得点者が複数ある場合は、審査項目4の評価点が高い者を受託候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。審査項目4の評価点も同点の場合は、審査項目9の評価点が高い者を受託候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。これらの審査項目が同点の場合は審査委員会において審議し決定する。

また、審査基準に基づく評価点の算出において、審査委員会の半数以上が最低評価を付した項目がある提案者については、受託候補者と認めない。

15 失格事項

次のいずれかの事項に該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限内に書類が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 実施要領等で示された書類作成上の留意事項、提出方法、提出期限、提出先等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 参加申込書等を提出した者で、参加申込書等の提出日から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合又は本実施要領7の参加資格を満たさなくなった場合。
- (5) 審査委員会の委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めることなど審査の公平性を害する行為があった場合。

16 選定結果の通知・公表

(1) 審査結果の通知

候補者等に対しては、市から選定された旨を、また、その他に対しては選定されなかった旨をプロポーザル審査結果通知書（様式第 11 号）にて郵送で通知する。

なお、選定結果に対する異議等は一切受付けない。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、当組合のホームページにて公表する。

なお、審査過程については非公開とし、審査結果及び審査内容についての質問・異議申立ては一切受付けないものとする。

17 契約条件

(1) 契約候補者に選考された者が提出した企画提案書等の内容に基づき、当組合と当該契約候補者における仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。

なお、契約候補者が辞退又はその他の理由で契約の交渉することができない場合は契約次点候補者と契約の締結に係る交渉を行うものとする。

(2) 契約用仕様書（案）の内容については、当組合と協議の上、決定する。

なお、契約候補者にあつては、本協議において、本システムにおける当組合が抱える課題と概要の対応及び機能強化に該当する点について詳細な説明を行うこと。

(3) 契約手続及び契約書の書式は、当組合の定めるところによる。

18 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。

(3) 提出書類は、返却しないものとする。

(4) 書類提出後において、原則として記載された内容の変更は認めない。

(5) 書類の作成及び提出に関して必要となる経費は、提案者の負担とする。

(6) 参加申込（参加表明書）及び企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外する。

ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しないもの。

イ 本実施要領に記載した指定する作成様式及び記載事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されたもの。

オ 関係者への工作等不正な活動を行ったと認められるもの。

(7) 本プロポーザルは、当組合に対する発想、対応姿勢、優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものである。したがって、実際の策定段階においては、提案されたアイデアを尊重することとするが変更等を行うことがある。

(8) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。

また、提出者は審査結果について、異議等の申立てをすることができないものとする。

- (9) 提出書類について、井原市情報公開条例（平成12年井原市規則第24号）の規程に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。ただし、個人情報については、本プロポーザルのためのみに使用し、本人の承諾なしに第三者には提供しない。